

## 長岡京市病児保育施設整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、長岡京市病児・病後児保育事業を実施するにあたり、医療機関に付設して、病児保育施設を設置するときに必要な費用に対し、予算の範囲内において、長岡京市病児保育施設整備助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児保育施設 長岡京市病児・病後児保育事業実施要綱に規定する病児保育事業を実施するための施設をいう。
- (2) 施設整備 病児保育施設の設置に伴い必要となる建築物の新築、増築及び改築をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる者は、病児保育施設を設置する者（以下「施設設置者」という。）とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象は、施設設置者が行う施設整備に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。ただし、この助成金のほかに同経費に係る補助金等を受ける場合は、その受けた額を対象経費から控除する。

(助成金額)

第5条 前条の助成金の額は、当該会計年度の子ども・子育て支援施設整備交付要綱別表に基づき算出された額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 施設設置者が助成金の申請をしようとするときは、長岡京市病児保育施設整備助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市病児保育施設整備助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この助成金は、この要綱に基づく助成事業以外に使用しないこと。
- (2) 助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業完了後、1か月以内に事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 助成事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を10年間保管しておくこと。
- (8) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めるもの  
(事業計画の変更及び承認)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた施設設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに長岡京市病児保育施設整備事業変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容及びこれに係る予算を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、長岡京市病児保育施設整備助成金交付決定変更通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

（事業終了報告）

第9条 第7条又は前条第3項の規定により、助成金の交付決定を受けた施設設置者（以下「助成事業者」という。）は、事業完了後1か月以内に、長岡京市病児保育施設整備助成金事業終了報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（確定通知）

第10条 市長は、前条に規定する事業終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その助成事業の成果が助成金の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、長岡京市病児保育施設整備助成金確定通知書（別記様式第6号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた助成事業者は、長岡京市病児保育施設整備助成金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合は、当該助成事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付取消等)

第12条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は助成金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 助成金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施状況が、助成金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて交付された助成金を返還させることができる。

(延滞金)

第14条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該助成事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。